

## ○岩見沢市郵便入札実施要領

令和3年9月29日制定

### (目的)

第1条 この要領は、市が発注する競争入札において、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を実施することにより、必要な事項を定めるものとする。

### (郵便入札の対象となる契約)

第2条 郵便入札の対象となる契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する売買、賃借、請負その他の契約について行う一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により締結する契約のうち市長が定めるものとする。

### (入札の公告等)

第3条 市長は、郵便入札の方法により入札を行おうとするときは、岩見沢市契約規則（昭和45年規則第43号。以下「規則」という。）第3条による公告又は第20条による通知（以下「公告等」という。）に基づく事項のほか、次に掲げる事項を併せて明記するものとする。

- (1) 入札書の送付方法
- (2) 入札書の提出期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 入札回数
- (5) この要領の規定に反して提出された入札書を無効とする旨

### (再度入札)

第4条 郵便入札に付した場合の入札回数は2回までとする。

2 前条第4号の入札回数を2回と定めた場合で、かつ、第1回目の入札で落札者又は落札候補者が決定しない場合は、再度入札を行うこととし、入札者へ通知をするものとする。

3 前項の通知には第3条に規定する事項のほか、再度入札の理由と第1回目の最低

応札金額を付すものとする。

(入札書等の送付方法)

第5条 郵便入札の参加者は、入札書を配達証明郵便、一般書留郵便又は簡易書留郵便等発送の事実を証することができる方法により、公告等に示す送付先へ郵送しなければならない。この場合において、入札条件として積算内訳書の提出が定められているときは、積算内訳書を同封して送付するものとする。

2 前項の規定により入札書及び積算内訳書（以下「入札書等」という。）を送付する場合は、二重封筒によるものとし、入札書等を内封筒に入れてのり付けし、内封筒の表面には案件番号、入札件名、開札日を記載し、裏面に入札者の住所氏名（法人にあっては、法人名及び代表者の氏名）を記載して郵送用の外封筒に入れるものとする。

3 前項の郵送用の外封筒は、表面のあて名は岩見沢市の入札担当課とし、入札書が在中である旨を朱書きするものとする。裏面には入札者の住所氏名（法人にあっては、法人名及び代表者の氏名）を記載するものとする。

4 入札保証金を必要とする場合は、入札保証金を納付したことを確認できる書類を第3項に規定する郵送用の外封筒に同封しなければならない。

5 1通の内封筒に2枚以上の入札書等を入れた場合、規則第12条第5号の規定に該当するものとみなし、当該入札は無効とする。

(入札書等の提出期限)

第6条 入札書等の提出期限は、開札日の前日（土曜、日曜日及び休日を含まない。）とする。

(入札書等の受領及び管理等)

第7条 受領した入札書等は、入札担当課において受付し、開札日時まで厳重に保管するものとする。

2 入札者は、入札書等が受領された以降はその書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札辞退)

第8条 入札を辞退するときは、開札日時までに辞退届を市長に提出しなければならない。

- 2 開札日時までに辞退届の提出がない場合は不参加として取り扱うものとする。
- 3 前2項のいずれかに該当する場合において、これを理由に以後の指名等について不利益な取扱いをしてはならない。

(入札書等の開札)

第9条 市長は、第7条第1項の規定により保管した封筒を、公告等に記載した執行日時に開封し、入札書等の開札を行うものとする。

- 2 市長は、郵便入札の参加者のうち開札会場に立会いを希望する者がいるときは、これを立ち合わせなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。
- 3 市長は、開札に立ち会う参加者がいないときは、入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせなければならない。
- 4 市長は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者が開札に立ち会っていないときは、前項に規定する入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(無効入札)

第10条 規則第12条及び岩見沢市工事等入札心得（平成16年3月30日制定）第8に規定するもののほか、入札書が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

- (1) 第3条第2号の提出期限までに到達しなかったとき。
  - (2) 第5条に規定する送付方法によらずに送付されたとき。
- 2 前項の規定により無効とされた入札に係る入札書は、返却しないものとする。

(入札を延期する場合等の措置)

第11条 市長は、郵便入札の開札を延期する場合は、提出期限までに到達した入札

書等を延期後の開札日時まで厳重に保管するものとし、入札を執行しない場合は、速やかに当該入札書等を入札者に返却するものとする。

(入札結果の通知)

第12条 市長は、郵便入札により落札者又は落札候補者を決定した場合は、速やかに当該落札者又は落札候補者にその旨通知するとともに、入札結果を市の情報公開コーナーにおいて閲覧に供するものとする。

(随意契約による契約締結に関する規定の準用)

第13条 第3条から第12条の規定は、随意契約の場合に準用する。

## 附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年10月1日から施行する。